

第六十回国会
衆議院

地方行政委員会議録第三号

昭和四十三年十二月十九日(木曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 大石 八治君

理事 堀川正十郎君

理事 細谷 治嘉君

理事 折小野良一君

青木 正久君

渡海元三郎君

細田 吉藏君

山ロシヅエ君

太田 一夫君

大橋 敏雄君

出席政府委員

自治政務次官 砂田 重民君

自治省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

専門員

越村安太郎君

十二月十九日

委員中野明君辭任につき、その補欠として大橋敏雄君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十八日

地方公営企業法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第二号)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合

第一類第二号

地方行政委員会議録第三号

昭和四十三年十二月十九日

法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第二号)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出、衆法第三号)

請願

一 地方公営企業の危機打開に関する請願(島上善五郎君紹介)(第九号)

二 同外一件(安井吉典君紹介)(第一〇八号)

三 交通点敷制反対に関する請願(松本善明君紹介)(第一〇号)

四 住居表示に関する請願(亀山孝一君紹介)(第四九号)

五 地方税における青色事業従事者完全給与制実施に関する請願(毛利松平君紹介)(第五〇号)

六 住居表示に関する法律廃止に関する請願(亀山孝一君紹介)(第七〇号)

七 ドライブインにおける酒類の販売禁止に関する請願外一件(帆足計君紹介)(第一四七号)

八 地方税における青色事業従事者完全給与制実施に関する請願(岡崎英城君紹介)(第二九六号)

九 同(鯨岡兵輔君紹介)(第八一二号)

一〇 ドライブインにおける酒類の販売禁止に関する請願(本島百合子君紹介)(第二九七号)

一一 同(門司亮君紹介)(第四二五号)

一二 同(河上民雄君紹介)(第八〇九号)

一三 同(小峯柳多君紹介)(第八一〇号)

一四 同外三件(田中榮一君紹介)(第八一一号)

一五 地方公営企業の危機打開に関する請願外八件(安井吉典君紹介)(第二九八号)

一六 同(佐野進君紹介)(第八九四号)

一七 交通点敷制反対に関する請願(千葉佳男君紹介)(第二九九号)

一八 同(戸叶里子君紹介)(第三〇〇号)

一九 同(堂森芳夫君紹介)(第三〇一号)

二〇 同(内藤良平君紹介)(第三〇二号)

二一 同(中井徳次郎君紹介)(第三〇三号)

二二 同(中嶋英夫君紹介)(第三〇四号)

二三 同(中澤茂一君紹介)(第三〇五号)

二四 同(中村重光君紹介)(第三〇六号)

二五 同(永井勝次郎君紹介)(第三〇七号)

二六 同(橋崎弥之助君紹介)(第三〇八号)

二七 同(成田知巳君紹介)(第三〇九号)

二八 同(西宮弘君紹介)(第三一〇号)

二九 同(野口忠夫君紹介)(第三一一号)

三〇 同(野間千代三君紹介)(第三一二号)

三一 同(芳賀貢君紹介)(第三一三号)

三二 同(畑和君紹介)(第三一四号)

三三 同(長谷川正三君紹介)(第三一五号)

三四 同(華山親義君紹介)(第三一六号)

三五 同(原茂君紹介)(第三一七号)

三六 同(広沢賢一君紹介)(第三一八号)

三七 同(平林剛君紹介)(第三一九号)

三八 同(広瀬秀吉君紹介)(第三二〇号)

三九 同(堀岡義登君紹介)(第三二一号)

四〇 同(古川喜一君紹介)(第三二二号)

四一 同(帆足計君紹介)(第三二三号)

四二 同(穂積七郎君紹介)(第三二四号)

四三 同(細谷治嘉君紹介)(第三二五号)

四四 同(堀昌雄君紹介)(第三二六号)

四五 同(松前重義君紹介)(第三二七号)

四六 同(松本七郎君紹介)(第三二八号)

四七 同(三木喜夫君紹介)(第三二九号)

四八 同(森義親君紹介)(第三三〇号)

四九 同(森本靖君紹介)(第三三一号)

五〇 同(武藤山治君紹介)(第三三二号)

五一 同(村山喜一君紹介)(第三三三号)

五二 同(八百板正君紹介)(第三三四号)

五三 同(八木一男君紹介)(第三三五号)

五四 同(八木昇君紹介)(第三三六号)

五五 同(矢尾喜三郎君紹介)(第三三七号)

五六 同(安井吉典君紹介)(第三三八号)

五七 同(柳田秀一君紹介)(第三三九号)

五八 同(山内広君紹介)(第三四〇号)

五九 同(山口鶴男君紹介)(第三四一号)

六〇 同(山崎始男君紹介)(第三四二号)

六一 同(山田耻目君紹介)(第三四三号)

六二 同(山中吾郎君紹介)(第三四四号)

六三 同(山花秀雄君紹介)(第三四五号)

六四 同(山本幸一君紹介)(第三四六号)

六五 同(山本政弘君紹介)(第三四七号)

六六 同(山本弥之助君紹介)(第三四八号)

六七 同(依田圭五君紹介)(第三四九号)

六八 同(横山利秋君紹介)(第三五〇号)

六九 同(中谷鉄也君紹介)(第三五九号)

七〇 同(西風敷君紹介)(第三五〇号)

七一 同(浜田光人君紹介)(第三五一号)

七二 同(平岡忠次郎君紹介)(第三五二号)

七三 同(平等文成君紹介)(第三五三号)

七四 同(三宅正一君紹介)(第三五四号)

七五 同(美濃政市君紹介)(第三五五号)

七六 同(米内山義一郎君紹介)(第三五六号)

七七 同(米田東吾君紹介)(第三五七号)

七八 同(渡辺徳蔵君紹介)(第三五八号)

七九 同(渡辺芳男君紹介)(第三五九号)

八〇 地方事務官制度廃止に関する請願(亀山孝一君紹介)(第三六一号)

八一 地方公務員の定年制実現に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第八〇八号)

○吉川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については昨日質疑を終了いたしました。これより討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○吉川委員長 この際、大石八治君、山口鶴男君、小濱新次君から、ただいま議決いたしました本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、その趣旨の説明を求めます。大石八治君。

○大石(八)委員 ただいま議題となりました昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明いたします。

まず附帯決議の案文を朗読いたします。

昭和四十二年における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、外国政府又は外国特殊法人に在勤した職員の雇傭期間の通算について検討すべきである。

右決議する。

次に、提案の趣旨を御説明いたします。御承知のとおり、外国政府職員期間または外国特殊法人職員期間で恩給公務員に相当する職員期間は、恩給法上あるいは共済組合法上でもそれぞれ

れ通算の措置が講ぜられており、さらに今回いわゆる満日ケースの者についても完全通算されることになりました。しかしながら、雇用人としての在職期間につきましては、共済組合制度上では、現在、資格期間としてだけ取り扱うことになっておりますので、内容のある通算ができるようにその改善について今後検討すべきものとしておるのであります。

以上が本決議案の趣旨であります。

何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。

○吉川委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立多数。よって、大石八治君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、砂田自治政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。砂田自治政務次官。

○砂田政府委員 ただいまの決議の御趣旨に沿いまして善処いたします。

○吉川委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉川委員長 太田一夫君外七名提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案及び太田一夫君外七名提出にかかる公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、両案を議題とし、提出者から提案理由の説明を聴取いたします。細谷治嘉君。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律(第十七条第三項及び第二十一条第三項の規定を除く。)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ。)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

二 軌道事業

三 自動車運送事業

四 地方鉄道事業

五 ガス事業

2 この法律(第十七条第二項、第十七条の四及び第二十一条第二項の規定を除く。)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ。)に適用する。

一 工業用水道事業

二 電気事業

第三条第三項中「の全部又は一部」を削る。

第三条中「地方公営企業」の下に「(前条第一項及び第二項に掲げる事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条中「第二条第一項」の下に「及び第二項を加える。

第十七条中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条ただし書中「同条同項に掲げる事業を」と「同条第一項に掲げる事業又は同条第二項に掲げる事業をそれぞれに」、「二以上の事業を」と「該二以上の事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二条第一項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入及び第十七条の四の規定による一般会計からの繰入金をもつて充てなければならない。

3 第二条第二項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

第十七条の二及び第十七条の三を次のように改める。

(負担)
第十七条の二 地方公営企業の経費で次の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担する。

一 国又は地方公共団体の管理に属する施設において地方公営企業が公共のため無償で提供する経費

二 国の事務のため又は地方公営企業の本来的業務以外の地方公共団体の事務のため当該地方公営企業の施設又は職員が使用された場合に要する経費

三 国又は地方公共団体の執行する事業のため当該地方公営企業の施設に関する工事の執行を必要とするに至つた場合における当該工事に要する経費

四 前各号に掲げるもののほか、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることがその性質上適当でない経費で政令で定めるもの(国の公共料金抑制政策に伴う国の措置)

第十七条の三 国は、公共料金に關する国の行なう抑制政策について地方公営企業を經營する地方公共団体に対し協力を求める場合においては、当該地方公営企業の健全な運営が確保されるように、財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)
第十七条の四 地方公共団体は、第二条第一項に掲げる事業につき、第二十一条第二項に規定する趣旨に基づいて料金を定めたことにより地方公営企業の健全な運営の確保に支障を生ずることとなるような場合、その性質上能率的な経営

を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて経費に充てることが困難であると認められるような業務を行なう場合その他公共の福祉の増進のため特に必要がある場合においては、一般会計から第二項第一に掲げる事業に係る特別会計に繰入れをすることができ、

(地方公共団体の補助)

第十七条の五 地方公共団体は、地方公営企業の施設の建設又は改良を行なう場合及び災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、一般会計又は他の特別会計から当該地方公営企業の特別会計に補助をすることができ、

第十八条第一項中「第十七条の二第一項の規定によるものほか、」を削り、「地方公営企業の特別会計に」の下に「必要なら」を加える。

第十八条の二第一項中「第十七条の二第一項の規定によるものほか、」を削る。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の料金は、第二項第一に掲げる事業に係るものについては、原価を基礎とするも住民の負担能力その他経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切な考慮を払つた妥当なものでなければならぬ。

3 第一項の料金は、第二項第二に掲げる事業に係るものについては、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。

第三十四条の二中「第二項第二又は第三項の規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合」を「第二項第三項の規定により第三項から第六項まで、第十七条第一項、第十七条の二、第十七条の三、第十七条の五から第二十項まで、第二十一条第一項、第二十二項から第三十五項まで、第四十項から第四十一項まで及び附則第二項から第四項まで並びに第十七条第二項、第十七条の四及び第二十一条第二項又は第十

七条第三項及び第二十一条第三項の規定(以下「財務規定等」という。)が適用される場合」に改める。

第三十八條第三項中、「同一又は類似の職種の」を「並びに」に改め、「当該地方公営企業の経営の状況」を削る。

第三十九條の三第二項中「第十七条の二」の下に「及び第十七条の四」を、「経費の負担の下に」を「繰入れを加え、同条第三項中「第二項又は」を削る。

第四十五條中「第四十九條において同じ」を「以下同じ」に改める。

第四十八條中「繰延べ」の下に「及び借換え」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(同条に二項を加える改正規定を除く。)及び第三十八條第三項の改正規定は昭和四十四年一月一日から、第十七条の三の改正規定、第四十五條の改正規定、第四十八條の改正規定並びに附則第二條及び第四條の規定は公布の日から施行する。

(適用区分等)

第二条 改正後の地方公営企業法(以下「新法」という。)第十七條第一項の規定は、昭和四十四年度の予算及び決算から適用し、第十七條第一項の改正規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法第十七條ただし書の規定により設けられていた特別会計については、昭和四十三年度に限り、なお従前の例による。

2 新法第二條第三項に規定する条例の制定は、昭和四十四年四月一日前においても行なうことができる。

(政令への委任)

第三条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(水道法の一部改正)

第四条 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)

の一部を次のように改正する。

第四十四條中「簡易水道事業を経営しようとする市町村を、水道施設の新設、増設又は改造を行なう地方公共団体に、」を「その水道の新設」を「その新設、増設又は改造」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 地方公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条の規定により同法の規定を適用するものをいう。)以外の企業に係る特別会計

理由

地方公営企業の公共性にかんがみ、住民の福祉に直接関係する水道事業等の特別会計につき一般会計からの繰入れの制度を設け、及び地方公営企業の特別会計と一般会計等との間の負担区分を明らかにするとともに、国の公共料金抑制政策に伴う国の措置、地方公営企業の施設の建設等を行なう場合の補助等に関し新たに規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十四年度において約四百五十億円の見込みである。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「政令で定めるもの」を「特別会計を設けてその経理を行なっているもの」に改める。

第五条第一項中「二十四億円」を「六百六十六億円」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十條を次のように改める。

(借入金)

第三十條 公庫は、主務大臣の認可を受け、借入金を行うことができる。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができ、

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができ、

附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 政府は、公庫の公営企業に対する貸付金の利率を低率にするため、公庫に対して、昭和四十四年度において、三十一億円の補給金を支給する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際、この法律による改正前の公営企業金融公庫法第三十條の規定により公庫が主務大臣の認可を受けて金融機関から借り入れていた短期借入金については、なお従前の例による。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

3 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「とし、公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)第三十條の規定による短期借入金を除く」を「とする」に改める。

理由

公営企業金融公庫が資金の融通をする公営企業の範囲を拡大し、及び借入金の制度を改めるとともに、公営企業金融公庫につき、公営企業に対する貸付金の利率を低率にするため、その資本金の額を増額し、及び政府は、公庫に対して、昭和四

十四年度において三十一億円の補給金を支給することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十四年度において約六百六十四億円の見込みである。

○細谷議員 たいだいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の二法案に關し、提出者を代表いたしまして提案理由の概要を御説明申し上げます。

まず、私どもがこの二法案を提出いたしました趣旨について申し上げます。

地方公営企業の経営については、特に昭和三十六年以降その赤字は増大の一途をたどり、昭和四十一年度及び四十二年度における政府の再建施策にもかかわらず、その赤字額は現在なお増大いたしている現状にあります。

昭和四十三年度末における地方公営企業の不良債務額を推計いたしますと、財政再建債を除いても、昭和四十二年度の千二百億円の、さらに二百四十億円の増加して、総額千二百六十二億円の多額のほり、政府の財政再建対象事業に指定された水道、交通、ガス及び病院の四事業においてすら再建債を除いてなお約三百億円の不良債務をかかえている実情にあります。このことが、企業の再建を軌道に乗せることのできない原因の一つになっていることは明瞭であります。

また、地方公営企業の施設の建設等に必要経費はほとんど高利の起債に依存し、その結果、昭和四十三年度末における水道、交通、ガスの三事業にかかる既借債のうち六分五厘をこえる高利債が約六千三百億円の膨大な額に達しております。

さらに、来年度の三事業にかかる新規借債のうち六分五厘をこえる高利債が千五百二十五億円と見込まれるのであります。

このように地方公営企業は、高利の一時借り入れ金等の不良債務や既借債並びに今後毎年予想さ

れる新規借債等についての元利償還額は、膨大な額にのぼり、地方公営企業の経営を圧迫する要因となることが予想されるばかりか現在すでに危機的状態にあると申さなければなりません。

しかるに、政府は、地方公営企業の危機的現状を正しく認識することなく、ひたすら従来の独立採算制にこだわり、受益者負担の名による使用料の値上げによる大衆負担と企業内合理化によって、その経営困難の犠牲をあげて経済成長の恩典を受けたい公営企業の労働者に転嫁し、一般公務員に準ずる給与の改善すら行なおうとしないのであります。

このような実情からは、労働者の協力も得られようはずはなく、地方公営企業の再建はいよいよ困難をきわめるものと危惧されるのであります。

私どもは、以上申し上げた趣旨の現状認識に立ちまして、地方公営企業の公共性の立場を守りながら、かつ、将来にわたる技術的な再建策として今回、ここに二つの法案を提出いたしましたのであります。

まず、地方公営企業法の一部を改正する法律案の要旨を申し上げます。

第一に、法適用事業の範囲等につきましては、第一の種類の水道、軌道、自動車運送、地方鉄道及びガス事業を決定いたしました。第二の種類の営利企業を通じて間接的に住民生活につながる性格の工業用水道及び電気事業を法定いたしました。現行法における法定事業をその性格により二つに区分いたしましたのであります。

なお、前記の法定事業以外の事業につきましては、条例で定めるものといたしております。

第二に、企業会計の原則については、第一の種類の事業はその性格から独立採算性によらないことといたし、第二の種類の、独立採算性を採用することといたした次第であります。

第三に、料金の決定につきましては、第一種の事業は、原価を基礎といたしますが、「住民の負

担能力その他の経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切な考慮を払った妥当なもの」と規定いたしました。第二の種類の企業の料金原則と区分いたしましたのであります。

第四に、給与決定の原則は、現行法では生計費等よりもその企業の経営状況を中心として決定しておりますが、これを改正して、国の企業に従事する職員等と同様の給与決定原則によるものとしたのであります。

第五に、現行の水道法においては簡易水道事業を除く水道事業につきましては、昭和二十八年度以来、国庫補助対象事業となっておらないのであります。御承知のとおり水道事業につきましては、これまで大幅な料金の値上げを行なっているにもかかわらず、現行制度のワク内ではとうていその経営の健全化は不可能な実情にあります。その経営の健全化とともに水道施設の新設のみならず、増設、改造をも含めて国庫補助の対象を拡大することといたしております。

以上の五点がそのおもなる要旨であります。次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の要旨を申し上げます。

まず、公庫の制度の改正について申し上げます。第一に、公営企業金融公庫が地方公営企業に対する公庫として発足しておきながら、現行法では貸し付け対象事業については政令で限定されておりますので、地方公営企業のすべてに貸し付け対象を拡大するものといたしております。

第二に、政府出資額の増額とその明確化についてであります。現行規定によれば予算で定める追加出資額については法定されていないのであります。今回、これを改めて追加出資額を含む政府の実出資額をすべて法定して資本金の明確化をはかることといたしております。

第三に、公庫の借り入れ制限についての規定の緩和についてであります。

現行規定では公庫債発行に伴う前借り資金は短期のものに限定されておりますが、これを改正し

て、公庫は、長期についても借り入れをすることができるとするとともに、政府は公庫に対して有利な条件で資金を貸し付けることができることといたしております。

次に、さきに述べました公営企業の再建対策について申し上げます。

第一に、四十四年度において、公庫に対し、新たに、六百三十三億円を追加出資し、資本金を現在の三十三億円を加え、六百六十六億円と法定いたしましたのであります。

第二に、附則において、公庫に対し、四十四年度に三十一億円の補給金を支給いたすことといたしております。この出資金及び補給金の趣旨を申し上げます。

まず、四十三年度末における不良債務の推計額は、千三百三十八億円にのぼるのであります。政府は四十四年度において、公庫に対し、二百七億円の出資を行なうことにより再建団体(三百億円)に対しては年四分五厘、その他の団体(八百三十八億円)に対しては年六分五厘の企業債を認めることといたしております。

次に、四十三年度末における既借債の推計は六千二百八十四億円であり、その二分の一相当額の三千百四十二億円については、三百四十二億円を出資することにより、残りの三千百四十二億円については総額二百五十億円、初年度二十五億円の補給金を交付することにより、年六分五厘、二十年の元金均等償還とすることといたしております。

さらに、四十四年度における新規借債の公庫引き受け推計額は千五百二十五億円であり、その二分の一相当額の七百六十三億円については、八十四億円を出資することにより、残りの七百六十三億円については総額九十二億円の初年度六億円の補給金を交付することにより年六分五厘、三十年の元金均等償還とすることといたしております。

以上集計いたしますと、四十四年度所要出資額は六百三十三億円、補給金は三十一億円となるの

であります。

そのほか、地方公営企業法の改正に伴う水道事業に対する国庫補助率を四分の一とみなし、昭和四十四年度において四百五十億円の補助額となります。

以上、両案についての提案理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○古川委員長 請願審査に入ります。

請願日程第一から第八一までを一括して議題といたします。

まず、審査の方法についておはかりいたします。

各請願の内容については、文書表すでに御承知のことでもありますし、また先刻の理事会で御検討願いましたので、この際、各請願について紹介議員の説明聴取等は省略し、直ちに採否の決定に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより採決いたします。

本日の請願日程中、第五、第八及び第九の各請願は、いずれも採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

残余の各請願は、いずれも採否の決定を保留いたしましたので、御了承願います。

ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古川委員長 なお、今国会におきまして、本委員会に参考のため送付されました陳情書は、地方公務員の給与改定に伴う財源措置に関する陳情書外三十件であります。念のため御報告いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時一分散会

昭和四十三年十二月二十五日印刷

昭和四十三年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局